

【1】申込者

マンション名	
組織名 (属性)	(☐ 管理組合 ☐ 自治会 ☐ 自主防災組織 ☐ 管理会社 ☐ 所有者)
代表者または所有者氏名	
連絡先	
マンションの住所	東京都中央区

【2】連絡担当者（エレベーター防災キャビネットの納品時、連絡担当者の方には立ち会いをお願いいたします。）

氏名	
住所	
電話番号	
代表者または所有者との関係	

【3】マンション（共同住宅）の情報

種別	☐ 分譲 ☐ 賃貸	複合施設	☐ 無 ☐ 有 (☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他)		
階数	階	住戸数	戸	居住者数	人

【4】確認事項

①防災キャビネットの設置について、管理組合または所有者の承認を受けていますか	☐ はい ☐ いいえ
②設置場所の壁面や床に保護材（マット、カバー等）が貼られていますか	☐ はい ☐ いいえ
③手すりがある場合、手すりはキャビネット本体よりも高い位置にありますか	☐ はい ☐ いいえ
④エレベーターの出入り口は一方方向のみですか	☐ はい ☐ いいえ
⑤エレベーターかご内の正面奥にトランク扉がありますか	☐ はい ☐ いいえ
⑥エレベーターかご内の側面に救出扉がありますか	☐ はい ☐ いいえ

エレベーター防災キャビネット配付申込にあたり、次のことに同意します。
(全てを確認のうえ、チェックを記入してください)

☐ エレベーター防災キャビネットの特長などについて、ちらしの配布・掲示等により居住者へ周知すること。
☐ 申込者の責任において、収納品（非常用品）の交換等、適切な管理を行うこと。
☐ 設置するエレベーターの主たる利用者が当該マンションの居住者であること。
☐ 設置するエレベーターに既存のキャビネットが設置されていないこと。
☐ キャビネットの据付のため、壁面の保護材（カバー等）をカットすること。（コーナー、フラットの場合）
☐ エレベーター防災キャビネットは設置場所で使用し、転売する等他の用途に使用しないこと。

【5】申請内容

内訳	号機	設置希望種類（タイプ）				キャビネットの設置位置	
	記入例	■ ①チェア ☐ ②コーナー ☐ ③フラット				(入口から見て) 左奥	
	1号機	☐ ①チェア ☐ ②コーナー ☐ ③フラット					
	2号機	☐ ①チェア ☐ ②コーナー ☐ ③フラット					
	3号機	☐ ①チェア ☐ ②コーナー ☐ ③フラット					
	4号機	☐ ①チェア ☐ ②コーナー ☐ ③フラット					
	5号機	☐ ①チェア ☐ ②コーナー ☐ ③フラット					
合計	①チェア	台	②コーナー	台	③フラット	台	
設置希望日		月 日 ●申込日から14日後以降の日付で記入					
ご希望時間帯		☐ 午前（9時～12時まで） ☐ 午後（12時～18時まで）					
居住者への周知方法		☐ 全戸配付チラシ希望（A4両面印刷×住戸数分）※					

※全戸配付チラシとは別に掲示用チラシ(A4片面印刷2種類×防災キャビネット設置台数分)を配布します

【設置に関して】

- 納品の際、エレベーター内への設置作業まで行います。
- 設置場所をお伺いする場合がありますので、必ず連絡担当者の方が設置作業にお立ちください。
- 前日～当日朝の間に、連絡担当者の方宛てに確認のご連絡を差し上げます。その際、設置の目安時間帯（およそ2時間幅）をお伝えいたします。
- コーナータイプ及びフラットタイプはエレベーターの壁面に据付固定します。エレベーターの壁面にカバー（フェルト）等が貼られている場合、キャビネットのサイズにカットする作業が発生します。
- 設置作業完了後、①各エレベーター内にて設置完了写真の撮影、②受領証へのご署名、③キャビネットの管理方法に関するご説明をさせていただきますので、予めご了承くださいますよう宜しくお願い致します。
- 設置希望日について
 - ・土、日、祝日も対応可能（但し令和6年12月28日～令和7年1月5日、令和7年12月27日～令和8年1月4日を除く）。
 - ・令和8年2月28日までの日付でご記入ください。

申込書の送り先

〒104-0052 東京都中央区月島2-20-15
郵送 船山株東京本店 「中央区エレベーター防災キャビネット受付係」 宛
※郵送に係る費用（封筒、切手）はお申込者様のご負担となります

FAX 03-3532-1119

メール chuo-elevator@funayama.co.jp

お問い合わせ先

電話 03-3532-3601

FAX 03-3532-1119

メール chuo-elevator@funayama.co.jp

船山株式会社東京本店
「中央区エレベーター防災
キャビネット受付係」まで
お問い合わせください

電話での受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分まで（年末年始を除く）